

「特定病原体等の運搬に関する講習会」開催案内

平成18年12月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、病原体等の適正管理に関する規制が設けられ、平成19年6月より施行されています。これにより、特定病原体等を運搬する場合には、感染症法に基づいて特定病原体等の種類に応じ、都道府県公安委員会へ運搬の届出が必要となるほか、運搬の基準や運搬体制等について定めた「特定病原体等の安全運搬マニュアル」などに基づいた適切な対応をお願いしているところです。

今般、特定病原体等の運搬が円滑に行われるよう、感染症法に規定されている運搬方法や運搬の届出手続などについて、昨年に引き続き、下記日程で講習会を開催することといたしましたのでご案内いたします。

なお、本講習会は、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としておりますので、申込者数が定員を超えた場合は、運送業者の方が優先して受講できるよう調整させていただきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 日 時：平成22年12月10日（金曜日） 13：00－17：30
- 2 場 所：厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）6階共用第8会議室（予定）
<http://www.mhlw.go.jp/general/syozai/annai.html>
- 3 内 容：感染症法に基づく特定病原体等の運搬について（別紙1）
- 4 対 象 者：特定病原体等の運搬従事者（運送業者）他
- 5 申込方法：別紙2「特定病原体等の運搬に関する講習会」参加申込書に所定の事項を記載の上、下記にFAXで12月3日（金曜日）までにお申し込み下さい。
- 6 関連ホームページ：「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>
- 7 問合せ先：厚生労働省健康局結核感染症課病原体等管理対策係
電話：03（3595）3097
FAX：03（3581）6251

以上

「特定病原体等の運搬に関する講習会」

主催：厚生労働省健康局結核感染症課

日時：平成22年12月10日（金）13：00－17：30

会場：厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）6階共用第8会議室（予定）

プログラム

1. 開会の挨拶
2. 特定病原体等の適正管理について
3. 公安委員会への運搬届出について
4. 特定病原体等の運搬の手続きについて
(休憩)
5. 病原体等の輸送時の梱包について
6. 特定病原体等の運搬における緊急事対応等について
7. 試験
(休憩)
8. 採点・解説
9. 閉会の挨拶

注 意 点

- 講習時間、内容については、状況等により変更する場合があります。
- 講習会受講前に、以下の関連情報をご一読いただくようお願いします。
 - 1) 厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>
項目7 特定病原体等の安全運搬マニュアル
項目8 緊急時対応マニュアル等
項目9 届出対象病原体等運搬届出書
 - 2) WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」2009-2010版
http://www.nih.go.jp/niid/Biosafety/who/guidance_transport09-10.pdf
「序文」及び「定義部分」 P4～P10
- 本講習会は、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としていますので、申込者が定員を超えた場合は、運送業者の方を優先させていただきます。
- 16時過ぎ開始予定のプログラム「7. 試験」を受けない受講者には、修了証を発行することができませんのでご注意ください。

「特定病原体等の運搬に関する講習会」参加申込書

1. 参加希望者氏名：

2. 所属施設（会社名、部署等）：

3. 施設所在地：

4. 連絡先：

電話

FAX

E-mail

お願い

- ・ 所定事項をご記入の上、この用紙を**03-3581-6251**へFAXして下さい。
- ・ 申込者数が定員を超えた場合は、調整させていただきます。その際にご連絡いたします。
- ・ お問い合わせは下記までお願いいたします。

厚生労働省健康局結核感染症課病原体等管理対策係

TEL：03-3595-3097（直通）